

【ご案内】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱について（出入国在留管理庁からのお知らせ）

出入国在留管理庁から、以下のお知らせがありましたので、ご連絡いたします。

概要

- ① 帰国困難者（母国が日本からの入国を許可しない者）
特定活動の在留期間が、1ヶ月から3ヶ月に延長されました。
また、帰国できない事情がさらに継続している場合には、更新を受けることも可能です。
- ② 技能評価試験が受験できず、次段階の技能実習へ移行できない者
受検・移行ができるようになるまでの間、4ヶ月の特定活動への在留資格変更が可能です。
- ③ 特定技能への移行準備が整っていない者
移行準備の間、4ヶ月の特定活動への在留資格変更が可能です。
手続きに必要な書類については、簡素化されています。

詳細につきましては、以下のURL等を参照してください。

【出入国在留管理庁】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて
<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>

【法務省】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00026.html